



# 三重県公報

令和7年12月5日 (金)

号 外

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

### 規 則

- |    |                            |           |   |
|----|----------------------------|-----------|---|
| 69 | 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例施行規則   | ( 人 事 課 ) | 2 |
| 70 | 職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | ( 同 )     | 2 |

### 企業庁管理規程

- |    |                           |           |    |
|----|---------------------------|-----------|----|
| 11 | 三重県企業庁職員旅費規程等の一部を改正する管理規程 | ( 企 業 庁 ) | 17 |
|----|---------------------------|-----------|----|

### 病院事業庁管理規程

- |    |                                |               |    |
|----|--------------------------------|---------------|----|
| 11 | 三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程 | ( 病 院 事 業 庁 ) | 17 |
| 12 | 三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程       | ( 同 )         | 19 |

## 規則

知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例施行規則をここに公布します。

令和七年十一月五日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 三 重 県 規 則 第 六 十 九 号

## 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例施行規則

第一条 この規則は、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例（昭和二十五年三重県条例第五十三号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例第六条の規定により一般職に属する県職員の例による場合においては、職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和三十七年三重県規則第三号）第十七条第一項中「職務の級が十級以下の者」とあるのは「内閣総理大臣等」と読み替えるものとする。

## 附 則

1 この規則は、令和八年一月一日から施行する。

2 職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第三十九号。以下この項において「旅費条例」という。）附則第六項の規定により規則で定める経過措置について、旅費条例第二条の規定による改正後の知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の規定は、旅費条例の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分については、なお従前の例によるものとする。

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和七年十一月五日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

## 三 重 県 規 則 第 七 十 号

## 職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和三十七年三重県規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（用語）	
第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。	第一条 削除 (兼務職員の旅費)
（条例第二条第七号に規定する規則で定める者等）	
第三条 条例第二条第七号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	第三条 条例第二条第一項に規定する職員で他の職務を兼ねる者が、その兼ねる職務によって旅行した場合は、当該職務相当の旅費を支給するものとする。
一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第六条の四第一項に規定する旅行業者	
二 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十三条第一項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者	
三 海上運送法（昭和二十四年法律第二百八十七号）第十二条の二第一項に規定する船舶運航事業者	
四 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十八条に規定する航空運送事業者を経営する者	
五 道路運送法（昭和二十六年法律第二百八十三号）第二	

		九条第七項第二号に規定する一般旅客自動車運送事業者
六	旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第二条第一項に規定する旅館業を営む者	
七	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十二号）第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十一号）第五十五条第一項に規定する貨物利用運送事業者	
八	割賦販売法（昭和二十六年法律第二百五十九号）第三十一条に規定する登録包括信用購入あつせん業者（県との契約によりカード等（同法第二条第二項第一号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために旅行者に提供する場合に限る。）	
2	条例第二条第七号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。 (旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費)	（旅行取消等の場合における旅費）
	第四条 条例第三条第六項に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げる場合とする。	第四条
一	条例第三条第一項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。	
二	条例第三条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第十六条、第十八条第一項及び第十九条第二項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であつて、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。	
2	条例第三条第六項に規定する規則で定めるものは、次の各号に規定する金額とする。	条例第三条第六項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額とする。
一	鐵道賃、船賃、航空賃及び他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第九条第一項各号、第十条第一項各号、第十一条第一項各号及び第十二条第一項各号に掲げる各費用について、当該各条及び条例第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額	一 鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃として又はホテル、旅館その他の宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払いもどし手續をとつたにもかかわらず、払いもどしを受けることができなかつた額。ただし、その額は、その支給を受ける者が、当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれこえることができない。
二	宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各項目について条例第十三条、第十四条、第十六条、第十七条及び第十八条第一項並びに条例第六条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の	二 起任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の額の三分の一に相当する額の範囲内の額

<p>払戻手続をとつたにもかかわらず払戻しを受けることのできない額又は所要の取消手続をとつたにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいすれか少ない額の合計額</p> <p>三 前一号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額</p> <p>(旅費額を喪失した場合における旅費)</p>	<p>(旅費喪失の場合における旅費)</p>
<p>第五条 条例第三条第七項に規定する規則で定める事情は次の各号に掲げる事情とする。</p> <p>一 交通事故その他の条例第三条第七項に規定する者の責めに帰することができない事情</p> <p>二 前条第一項第一号に規定する旅費の支給を受けることができる場合における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情</p>	<p>第五条 条例第三条第七項の規定により支給する旅費の額は、次の各号に規定する額とする。ただし、その額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。</p> <p>一 現に所持していた旅費額(交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等)で当該旅行について購入したものと(以下「切符類」という。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額</p> <p>二 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額</p>
<p>(旅行命令等)</p>	<p>条例第三条第七項の規定により支給する旅費の額は、現に喪失した旅費額をこえることができない。</p> <p>一 現に所持していた旅費額(交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類)で当該旅行について購入したもの(以下「切符類」という。)を含む。以下本条において同じ。)の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額</p> <p>二 現に所持している旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額(切符類については、購入金額のうち、未使用部分に相当する金額)を差し引いた額</p> <p>(旅行命令等)</p>
<p>第六条 条例第四条第二項及び第三項の規定により旅行命令等を発し、又は変更する場合には、旅行命令権者は条例第六条その他旅費の計算に関する規定の趣旨に合致して旅行が行われるよう留意するものとする。</p>	<p>第六条 条例第四条第二項及び第三項の規定により旅行命令等を発し、又は変更する場合には、旅行命令権者は条例第七条及び第八条その他旅費の計算に関する規定の趣旨に合致して旅行が行われるよう留意するものとする。</p>
<p>(旅行命令書等の記載事項又は記録事項)</p>	<p>(旅行命令書等の記載事項及び様式)</p>
<p>第七条 条例第四条第四項に規定する規則で定める事項は発令年月日、所属名、旅行者氏名、出発地、用務、用務先、帰着地及び旅行期間とする。</p> <p>(旅行命令等の変更の申請)</p>	<p>第七条 条例第四条第四項に規定する旅行命令(依頼書の記載事項及び様式は、第一号様式によるものとする)。</p> <p>(旅行命令等の変更の申請)</p>
<p>第八条 旅行者は、条例第五条第一項又は第二項の規定により旅行命令等の変更の申請をする場合には、その変更の必要を証明するに足る資料を提出しなければならない。</p>	<p>第七条の二 旅行者が、条例第五条第一項又は第二項の規定により旅行命令等の変更の申請をする場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。</p> <p>(路程の計算)</p>
	<p>第八条 条例第六条に規定する旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるものにより行なうものとする。</p> <p>一 鉄道 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十六条の鉄道運送事業者の運賃の算出の基礎</p>

		二 どなつた路程 水路 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第八条の船舶運送事業を営む者の運賃の算出の基礎となつた路程又は実測その他信頼するに足る方法により計測された路程
		三 路路 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第一条第二項の旅客自動車運送事業を經營する者及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条の軌道経営者の運賃の算出の基礎となつた路程又は実測その他信頼するに足る方法により計測された路程
2	2	前項の規定により路程を計算し難い場合には、同項の規定にかかわらず、旅行命令権者は、別に路程を計算することができる。 (旅費請求書の種類、記載事項及び様式)
		第九条 条例第十二条第一項に規定する旅費請求書の種類、記載事項及び様式は、次の区分に従い、当該各号に掲げるところによる。
	1	一 第一号及び第三号に掲げる旅費以外の旅費を請求する場合には、第一号様式による旅費請求書。ただし、概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費の額と同一であるときは、第一号様式による概算払精算書
	2	二 条例第三条第一項に規定する起任に係る旅費及び条例第十四条（条例の他の条文において準用する場合を含む。）に規定する扶養親族移転料を請求する場合には、第三号様式による旅費請求書
2	2	条例第十三条第一項に規定する旅費請求書に添すべき書類は、前項各号様式の備考に掲げる書類とする。
3	3	条例第七条第五項に規定する規則で定める必要な資料の種類は、別表第一のとおりとする。ただし、旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場合は、第四項に規定する請求書に相当するものをもつて、同表に規定する額を証明するに足る資料又はその支払を証明するに足る資料に代えることができる。
4	3	条例第七条第五項に規定する規則で定める記載事項（記録事項を含む。次項、別表第一及び別表第二において同じ。）は、別表第一の上欄に掲げる請求書の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項及び別表第三の上欄に掲げる種目の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。
4	4	旅行役務提供者が旅費に相当する金額を請求する場

		合において、別表第二中「請求者」とあるのは、「旅行者」と読み替えるものとする。この場合において、前項で定める記載事項に準ずる内容が記載又は記録され、かつ、支出命令権者が認めた請求書に相当するもの（請求する者の名称又は氏名及び住所が記載されたものに限る。）をもつて、第一項第六号に掲げる請求書に代えることができる。
5	5	旅行命令権者及び支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者が請求書を提出した場合には、その請求内容が適切であるかを確認するものとする。
6	6	前項の場合において、請求書を提出した者が旅行役務提供者であるときは、旅行命令権者及び支出命令権者は、旅行者に対して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
7	7	支出命令権者は、旅費を支給し、又は旅費に相当する金額を支払った場合には、請求書に支給先又は支払先及び支給年月日又は支払年月日を記載又は記録するものとする。
8	8	条例第七条第一項に規定する請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。
9	9	前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。 （旅費の精算に係る期間）
第十条	第十条	条例第七条第五項の規定により規則で定める条例第七条第一項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して一週間とする。
2	2	条例第七条第五項の規定により規則で定める条例第七条第三項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知日の翌日から起算して一週間とする。
		（給与の種類）
第十一条	第十一条	条例第七条第五項及び第一十五条第二項に規定する規則で定める給与の種類は、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号。以下この項において「職員給与条例」という。）及び公立学校職員の給与に関する条例（昭和二十年三重県条例第十一号。以下この項において「公立学校職員給与条例」という。）に規定する給料、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、初任給調整手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（職員給与条例第十九条の一の規定による手当を含

	<p>む。)、農林漁業普及指導手当、給料の調整額、教職調整額、べき地手当(公立学校職員給与条例第十七条の十の規定による手当を含む。)、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当又はこれらに相当する給与とする。</p>	
	<p>(鉄道賃に係る鉄道)</p> <p>第十二条 条例第九条第一項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 鉄道事業法第一条第一項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの</p> <p>二 軌道法第一条第一項に規定する軌道に類するもの</p>	<p>(証人等の旅費)</p> <p>第十二条 条例第十四条に規定する条例第二条第四項又は第五項の規定により旅行する者に支給する旅費は、関係行政機関の職員についてはその職において受けることのできる旅費とし、その他の者については一般職に属する職員の例により計算した旅費とする。ただし、旅行の性質、用務の内容等を考慮し旅行命令権者が任命権者の承認を得た場合はこの限りでない。</p>
	<p>(船賃に係る船舶)</p> <p>第十三条 条例第十条第一項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第二条第一項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。</p>	<p>(急行料金)</p> <p>第十二条 条例第十五条第一項に規定する急行料金の支給については次の各号に定める基準による。</p> <p>一 急行料金は、一の急行券の有効区間ごとに計算する。</p> <p>二 特別急行列車を運行する線路による旅行の場合にあつては特別急行料金を、普通急行列車を運行する線路による旅行の場合にあつては普通急行料金を支給する。</p>
	<p>(航空賃に係る航空機)</p> <p>第十四条 条例第十二条第一項に規定する規則で定めるものは、航空法第二条第十八項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。</p>	<p>(航空機の利用)</p> <p>第十三条 条例第十七条に規定する航空賃は、任命権者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難いと認め、航空機の利用を許可した場合に限り支給することができるものとする。</p>
	<p>(その他の交通費)</p> <p>第十五条 条例第十二条第一項に規定する航空賃は、任命権者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難いと認め、航空機の利用を許可した場合に限り支給することができるものとする。</p>	<p>(航空賃)</p> <p>第十三条 条例第十七条に規定する航空賃は、任命権者が公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行し難いと認め、航空機の利用を許可した場合に限り支給することができるものとする。</p>
	<p>第十六条 条例第十二条第一項に規定する規則で定める額は、一キロメートルあたり一十二円とする。</p>	
	<p>(宿泊費基準額等)</p>	
	<p>第十七条 条例第十三条に規定する規則で定める額は、国家公務員等の旅費支給規程(昭和二十五年大蔵省令第四十五号。次条において「旅費省令」という。)別表第一の一の表の区分の欄に掲げる地域に応じ、それぞれ同表の職務の級が十級以下の者の欄に掲げる額とする。</p>	
2	<p>条例第十二条に規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>一 全国会議、ブロック会議、研修等に参加する場合で、宿泊施設の指定(旅行者に選択の余地がない場</p>	

		合に限る。) を受けて旅行する場合
	一	被隨行者と同じ宿泊施設に宿泊する必要がある場合
	二	用務のための書類や物品等が多く、移動が困難なため、目的地の近くに宿泊する必要がある場合
	三	目的地と宿泊地との移動に相当の時間を要するため、目的地の近くに宿泊する必要がある場合
	四	災害時など緊急用務で宿泊する必要がある場合
	五	前各号に掲げる場合のほか、当該宿泊に要する費用の額を支給する必要があるものとして任命権者が認めた場合
		(宿泊手当の定額等)
第十八条		条例第十五条に規定する規則で定める一夜当たりの定額は、旅費省令別表第三の一の表に掲げる額とする。
2		宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。
	一	朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の一の額
	二	朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の三分の一の額
3		移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前二項の規定にかかわらず、旅費省令別表第三の一の表に掲げる額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の三分の一の額とする。
4		旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前三項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。
		(転居費の算定方法等)
第十九条		条例第十六条に規定する規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。
	一	運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
	二	旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
	三	旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
2		前項の算定に当たつては、条例の規定により他の種

3	<p>目として支給を受ける費用その他の県費による支給が適当でない費用として任命権者が定めるものを除くものとする。</p> <p>職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前二項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。</p> <p>(近距離の転居に係る転居費等の制限)</p>	
第二十条	<p>同一市町村内（東京都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域内）における在勤公署の変更に伴う旅行については、公設宿舎への入居又は退去を命ぜられて赴任する場合を除くほか、転居費、着後滞在費及び家族移転費は支給しない。</p> <p>（家族移転の延期）</p>	
第二十一条	<p>条例第十八条第一項に規定する期間の延長は、旅行命令権者が任命権者の承認を得てそのつど定めるものとする。</p> <p>(退職者等の旅費の細則)</p>	<p>第十四条 条例第一十二条第三項に規定する期間の延長は、旅行命令権者が任命権者の承認を得てそのつど定めるものとする。</p> <p>(扶養親族移転の延期)</p>
第二十二条	<p>条例第十九条第一項に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる旅費とする。</p> <p>一 職員が出張のための旅行中に退職等となつた場合には、出張の例に準じ、退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費</p> <p>二 職員が赴任のための旅行中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費</p> <p>(遺族の旅費の細則)</p>	<p>第十五条 削除 (着後手当)</p>
2	<p>条例第二十条に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げる旅費とする。</p> <p>一 条例第三条第一項第一号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費</p> <p>イ 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費</p> <p>ロ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、イに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費</p> <p>二 条例第三条第一項第二号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）</p> <p>遺族が前項第一号及び第二号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第一条第六号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</p>	<p>第十六条 条例第一十二条に規定する規則で定める着後手当の額は、別表に定める額とする。</p>

				(証人等の旅費)
				第二十四条 条例第二十一条に規定する条例第三条第四項又は第五項の規定により旅行する者に支給する旅費は、関係行政機関の職員についてはその職において受けることのできる旅費とし、その他の者については一般職に属する職員の例により計算した旅費とする。ただし、旅行の性質、用務の内容等を考慮し旅行命令権者が任命権者の承認を得た場合はこの限りでない。
				(旅費の調整)
				第二十五条 条例第二十二条第一項の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。 一 旅行者が、公用の交通機関、宿泊施設等を無料で利用して旅行した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費又は宿泊費を支給しない。
2	2	3	3	(旅費の調整) 第十七条 条例第三十条第一項の規定に基づき、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。 一 旅行者が、公用の交通機関、宿泊施設、食堂施設等を無料で利用して旅行した場合には、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料又は食卓料を支給しない。 二 鉄道旅行において、当該用務の性質又は緩急の度合により急行料金を支給する必要がないと認められる場合には、急行料金を支給しない。 三 旅行者が、旅行中の公務傷病等により旅行先の医療施設等を利用して療養したため正規の宿泊料を支給することが適当でない場合には、当該療養中の宿泊料の二分の一に相当する額は支給しない。 四 長期間の研修、講習、訓練その他これらに準する目的のための旅行で、当該旅行の期間が三十日を超える場合における宿泊料は、その超える日数について定額の十分の三に相当する額を定額から減じた額による。 五 新たに採用された職員又は転任を命ぜられた職員で、採用の日又は転任を命ぜられた日から一年以内に住居を移転しない者には、転居費及び着後滞在費を支給しない。ただし、天災その他やむを得ない事情により、その期間内に住居を移転し難いことについて、あらかじめ任命権者の承認を得た者については、この限りでない。
	3	2	2	(略)
				(旅費の特例)
				第二十六条 条例第二十四条第一項に規定する旅費又は旅費として支給するものについては、旅行命令権者が任命権者の承認を得てそのつど措置するものとする。 (準用規定の実施)
				第十八条 条例第三十一条に規定する旅費又は旅費として支給するものについては、旅行命令権者が任命権者の承認を得てそのつど措置するものとする。 (準用規定の実施)
				第二十七条 条例第二十六条に規定する外国旅行の場合の旅費の支給について必要な事項は、職員と同様の職務を行う国家公務員等に対するその取扱に準じて任命権者がそのつど定める。 (総務事務システム等による特例)
				第十九条 条例第三十二条に規定する外国旅行の場合の旅費の支給について必要な事項は、職員と同様の職務を行なう国の職員に対するその取扱に準じて任命権者がそのつど定める。 (総務事務システム等による特例)
				第二十八条 第十九条の一の規則において定める様式について、

総務事務システム又は小中学校旅費システムにより旅行命令等及び旅費の請求を行う場合においては、当該システムにおける所定の手続を行うことをもつて条例第四条第四項に規定する旅行命令等の通知及び条例第七条第一項に規定する請求書の提出があつたものとみなす。

総務事務システム又は小中学校旅費システムにより当該様式の記載要件を具備した帳票の作成が行われるときは、当該帳票をもつて当該様式に代えることができる。

前項に規定する総務事務システムにより旅行命令等及び旅費の請求を行う場合においては、当該システムにおける所定の手続を行うことをもつて条例第四条第四項及び第五項に規定する旅行命令等の提示並びに条例第十二条第一項に規定する請求書の提出があつたものとみなす。

(甲地方の範囲)  
第十九条の二 条例別表第一の備考に規定する「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち知事が定める地域その他これらに準する地域で知事が定めるもの」は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十二年法律第百十四号)別表第一の一の備考に規定する甲地方とする。

(年度経過等による区分)

第二十九条 移動中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃及び他の交通費(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

第三十条 (略)

別表(第十六条関係)

		移転後		旧居住地から新居住地までの路程	
等	は借家又は借間	住宅の種類	に入る	五十キロメートル未満	五十キロメートル以上百キロメートル未満
職員住	宿泊料一昼夜に相当する額	宿泊料一昼夜に相当する額	宿泊料一昼夜に相当する額	百キロメートル	
員住	相当する額	相当する額	相当する額		
宅又は公舎等	相当する額	相当する額	相当する額		

備考 この表において、「職員住宅又は公舎等」とは職員の住居の用に供するため県が設置し、又は借り受けた住宅を、「借家又は借間等」とは赴任に伴う住所又は居所の移転のため職員が新たに借り受けた住宅をいう。

区分		添付する資料
鉄道	条例第九条第一項	運賃の等級及び額を証明する資料
賃	第一号に掲げる運賃に足る資料	
区分された鉄道による移動に限る。	運賃の等級がその支払を証明するに足る資料	
による移動に限る。	その支払を証明するに足る資料	
条例第九条第一項	その支払を証明するに足る	

一	船賃	第一号から第六号までに掲げる費用（急行料金にあつては旅行命令権者等が必要と認める場合に限る。）
二	航空賃	条例第十一条第一項運賃の等級及び額を証明するに足る資料（運賃の等級が区分された船舶による移動に限る。）
三	航空運賃	条例第十一条第一項第一号に掲げる運賃の等級及び額を証明するに足る資料（その支払を証明するに足る資料）
四	その他の交通費	条例第十一号及び第三号に掲げる費用の等級及び額を証明するに足る資料（その支払を証明するに足る資料）
五	宿泊費	条例第十一号第一項第二号に掲げる費用の等級及び額を証明するに足る資料（その支払を証明するに足る資料）
六	包括宿泊費	その支払を証明するに足る資料（その支払を証明するに足る資料）
七	転居費	その支払を証明するに足る資料（その支払を証明するに足る資料）
八	着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る資料（その支払を証明するに足る資料）
九	家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	その支払を証明するに足る資料（その支払を証明するに足る資料）

十	条例第十九条に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から前号までに掲げる資料	職員等の事由を証明する資料	所定の期間内に帰住又は退職等に伴う旅行をしたこと	旅行中に退職等となつたことを証明するに足る資料	同居する家族であることを証明するに足る資料	転轄を証明する資料
十一	死亡時旅費請求書により請求する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から第九号までに掲げる資料	職員の死亡及びその死亡地を証明する資料	帰住を証明する資料	遺族であることを証明する		
十二	旅費損失請求書により請求する旅費	損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料	旅行命令等の変更、条例第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができ	る者の死亡又は第四条第一項各号に掲げる場合に該当する者を証明する資料	することを証明する資料	同居する家族であることを証明する資料	
十三	旅費喪失請求書により請求する旅費	天災又は第五条第一項各号に掲げる事情により旅費額を喪失したこと	に該当する場合に限る。)を証明する資料	は家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するも	のを含む場合に限る。)	転居費のうち証明する資料(	
十四	条例第二十四条第一項に規定する旅費	請求する種目に相当するものに応じた第一号から第九号までに掲げる資料	条例第二十四条第一項の規				

別表第二 旅費の請求に係る記載事項（請求書）（第九  
条関係）

		定に該当することを証明するに足る資料			
区分	記載事項	請求年月日	概算額、精算額、追給額及び返納額（これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。）	旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）	請求者の所属又は所属団体及び氏名
出張旅費精算請求書又は出張旅費概算請求書	請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額（これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。）	請求年月日	旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）	旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）	請求者の所属又は所属団体及び氏名
赴任旅費精算請求書又は赴任旅費概算請求書	請求年月日 概算額、精算額、追給額及び返納額（これらについては、概算払に係る旅費を請求する場合に限る。以下この表において同じ。）	請求年月日	旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）	旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）	請求者の所属又は所属団体及び氏名
死亡時旅費請求書	請求年月日 種目及びその金額	請求年月日 請求額	請求者の住所、死亡者との続柄及び氏名並びに死亡者の所属及び氏名	旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。以下この表において同じ。）	請求者の所属又は所属団体及び氏名
旅費損失請求書	請求年月日 種目及びその金額	請求年月日 請求額	請求者の所属及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。）	旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。）	請求者の所属及び氏名（これらについては、請求者が職員である場合に限る。）
旅費喪失請求書	請求年月日 種目及びその金額	請求年月日 請求額	請求者の所属団体及び氏名（これらについては、請求者が職員及び遺族以外である場合に限る。）	旅行日ごとに出発地、経路、到着地、宿泊地（宿泊した場合に限る。）	請求者の所属又は所属団体及び氏名

備考	請求年月日	請求失事由	種目及びその金額	発地、経路、到着地、宿泊地、	費について旅行日ごとに出	費額、喪失を免れた旅費額及	喪失以後の旅行に必要な旅	請求額
----	-------	-------	----------	----------------	--------------	---------------	--------------	-----

- 一 旅行日ごとに記載する事項は、請求の内容が同一の場合又は複数の旅行日にわたる旅費である場合には、複数の旅行日をまとめて記載することができる。
- 二 概算払に係る旅費を精算する場合であつて、当該精算額が概算払に係る旅費額と同一であるときは、出張旅費精算請求書及び赴任旅費精算請求書のうち、出発地、経路、到着地、宿泊地、種目及びその金額の記載又は記録を省略することができる。
- 三 請求書は、備考欄を設け、旅費の計算上参考となる事項を記載又は記録することができる。

別表第三 旅費の請求に係る記載事項（種目）（第九条  
関係）

区分	記載事項		
一 鉄道賃	条例第九条第一項第一号に掲げる運賃	同項第二号から第五号までに掲げる料金及び同項第六号に掲げる費用の各金額並びに合計金額	
二 船賃	条例第十条第一項第一号に掲げる運賃、同項第二号から第四号までに掲げる料金及び同項第五号に掲げる費用の各金額並びに合計金額		
三 航空賃	条例第十一條第一項第一号に掲げる運賃、同項第一号に掲げる座席指定料金及び同項第三号に掲げる費用の各金額並びに合計金額		
四 その他の交通費	条例第十二条第三項の規定により計算した路程（同条第一項に規定する自家用車旅行を行つた場合に限る。）		
五 宿泊費	掲げる運賃及び同項第三号及び第四号に掲げる費用の各金額並びに合計金額		
六 包括宿泊費	夜数及び金額		
七 宿泊手当	夜数及び定額		
八 転居費	金額		
九 着後滞在費	宿泊費に係る夜数及び金額	宿泊手当に	

十	家庭移転費	額	係る夜数及び定額並びにこれらの合計金額
員	第一号から第七号まで及び第九号の例に準じた記載事項、合計金額並びに旅行人		

第一号様式から第二号様式までを削る。

### 附 則

#### (施行期日等)

- この規則は、令和八年一月一日から施行する。  
(経過措置)
- この規則による改正後の職員等の旅費に関する条例施行規則（以下この項、次項及び第四項において「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に職員等の旅費に関する条例及び知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和七年三重県条例第三十九号）第一条の規定（以下この項において「改正条例の規定」という。）による改正後の職員等の旅費に関する条例（昭和二十二年三重県条例第四十六号。以下この項及び第四項において「新条例」という。）第二条第二号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第一項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正条例の規定による改正前の職員等の旅費に関する条例（以下この項及び第四項において「旧条例」という。）第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第三条第五項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第四条第一項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第二条第二号に規定する旅行命令権者が新条例第四条第三項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 新規則第二十二条及び第二十三条の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となつた場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となつた場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 新規則第三条及び第四条の規定は、新条例第三条第六項及び第七項に規定する者が同条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第三条第一項、第二項、第四項及び第五項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。  
(二)三重県事務決裁及び委任規則の一部改正
- 三重県事務決裁及び委任規則（平成十四年三重県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。  
別表第一総務部人事課の表第十一号の項を次のように改める。

11	職員等の旅費に関する事務	1	職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和37年三重県規則第3号）第15条の規定による航空機の利用の許可				
		2	規則第24条ただし書の規定による証人等の旅費の特例の承認				
		3	規則第27条の規定による外国旅行の場合の旅費の級等の決定				

#### (二)三重県会計規則の一部改正

- 三重県会計規則（平成十八年三重県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。  
別表第二中第四号の項を削り、第五号の項を第四号の項とし、第六号の項から第十一号の項までを一項ずつ繰り上げる。  
(二)三重県流域下水道事業会計規則の一部改正
- 三重県流域下水道事業会計規則（令和二年三重県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。  
別表第六中第三号の項を削り、第四号の項を第二号の項とし、第五号の項から第十号の項までを一項ずつ繰り上げる。

## 企業庁管理規程

三重県企業庁職員旅費規程等の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年十一月五日

三重県企業庁長 河北智之

### 三重県企業庁管理規程第十一号

三重県企業庁職員旅費規程等の一部を改正する管理規程

(三重県企業庁職員旅費規程の一部改正)

第一条 三重県企業庁職員旅費規程(昭和二十六年三重県企業庁管理規程第九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(旅費の額及び支給方法)	(旅費の額及び支給方法)

第二条 職員等に対して支給する旅費の額及びその支給方法に関しては、職員等の旅費に関する条例(昭和三十二年三重県条例第四十六号)の規定を準用する。

(三重県企業庁事務決裁及び委任規程の一部改正)

第二条 三重県企業庁事務決裁及び委任規程(平成十四年三重県企業庁管理規程第二号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の表第十一号の項を次のように改める。

11 三重県企業庁職員旅費規程(昭和36年三重県企業庁管理規程第9号)の施行に関する事務	管理規程第2条において準用する職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和37年三重県規則第3号)の施行に係る事務		
	(1) 規則第15条の規定による航空機の利用許可	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 規則第24条ただし書の規定による証人等の旅費の特例の承認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 規則第27条の規定による外国旅行の場合の旅費の級等の決定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

(三重県企業庁会計規程の一部改正)

第三条 三重県企業庁会計規程(平成十九年三重県企業庁管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

別表第六中第四号の項を削り、第五号の項を第四号の項とし、第六号の項から第十一号の項までを一項ずつ繰り上げる。

### 附 則

この管理規程は、令和八年一月一日から施行する。

## 病院事業庁管理規程

三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程をここに公布します。

令和七年十一月五日

三重県病院事業庁長 河合良之

### 三重県病院事業庁管理規程第十一号

三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁事務決裁及び委任規程(平成十一年三重県病院事業庁管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一(1)の表第十六号の項を次のように改める。

16	三重県病院事業庁職員旅費規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第10号）の施行に関する事務	1 管理規程第2条において準用する職員等の旅費に関する条例（昭和32年三重県条例第46号）第4条の規定による旅行命令（外国旅行に限る。）	○						
		2 管理規程第2条において準用する職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和37年三重県規則第3号）の施行に係る事務							
		(1) 規則第15条の規定による航空機の利用の許可							
		イ 課に係るもの			○				
		ロ 県立病院に係るもの					○		
		(2) 規則第21条の規定による家族移転の延期承認			○				
		(3) 規則第24条ただし書の規定による証人等の旅費の特例の承認			○				
		(4) 規則第25条の規定による旅費の調整							
		イ 課に係るもの			○				
		ロ 県立病院に係るもの					○		
		(5) 規則第27条の規定による外国旅行の場合の旅費の級等の決定			○				

引継帳 | (1) の帳簿十八中の揮や次のものに記入せよ。

18	三重県病院事業庁会計規程の施行に関する事務	1 管理規程第10条第3号の規定による職の指定	○						
		2 管理規程第25条第2項ただし書の規定による納付金の指定		○					
		3 管理規程第33条第1項の規定による不納欠損処分の承認			○		○		
		4 管理規程第37条第2項の規定による経費の指定		○					
		5 管理規程第120条の規定による有形固定資産の特別減価償却の決定			○		○		
		6 管理規程第152条の規定による予算の配当			○				
		7 管理規程第154条の規定による予算の流用		○					

引継帳 | (2) の帳簿四中の揮や次のものに記入せよ。

4	受取利息配当金		全額			全額			
---	---------	--	----	--	--	----	--	--	--

引継帳 | (3) の帳簿三中の揮や次のものに記入せよ。

2	経費	報償費		全額		50万円以上	50万円未満		
		消耗備品費		全額			全額		
		交際費		全額			全額		
		食糧費		全額		30万円以上	30万円未満		
		光熱水費		全額			全額		
		燃料費		30万円以上	30万円未満		30万円以上	30万円未満	
		賃借料		30万円以上	30万円未満		30万円以上	30万円未満	
		通信運搬費		全額			全額		
		委託費		全額		5,000万円以上	5,000万円未満		
		諸会費		全額		30万円以上	30万円未満		

交付金		全額		全額			
補償金	100万円以上	100万円未満		全額			下欄に掲げるものを除く。
	1億円以上	1億円未満		1億円未満			医療事故に関するもの
その他		30万円以上	30万円未満		30万円以上	30万円未満	

別表第一(4)の表第一号の項を次のように改める。

2	公有財産の交換、公有財産の寄附の受納、公有財産の管理換及び所属換	負担付き	全額					金額は、1件当たりの見積金額をいう。
		その他		全額		全額		

別表第一(4)の表第七号の項を次のように改める。

7	物品の寄附の受納	負担付き	全額					金額は、1件当たりの時価又は評価額をいう。
		その他		全額		全額		

#### 附 則

この管理規程は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第一(1)の表第十六号の項の改正規定は、令和八年一月一日から施行する。

三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程を以下に公布します。

令和七年十一月五日

三重県病院事業庁長 河合良之

#### 三重県病院事業庁管理規程第十一号

##### 三重県病院事業庁会計規程の一部を改正する管理規程

三重県病院事業庁会計規程（平成十九年三重県病院事業庁管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中第四号の項を削り、第五号の項を第四号の項とし、第六号の項から第十一号の項までを一項ずつ繰り上げる。

#### 附 則

この管理規程は、令和八年一月一日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>